

ロッカー型クラウドサービスについて

2014年7月23日

「著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会」提出資料

日本芸能実演家団体協議会常務理事

椎名和夫

前提

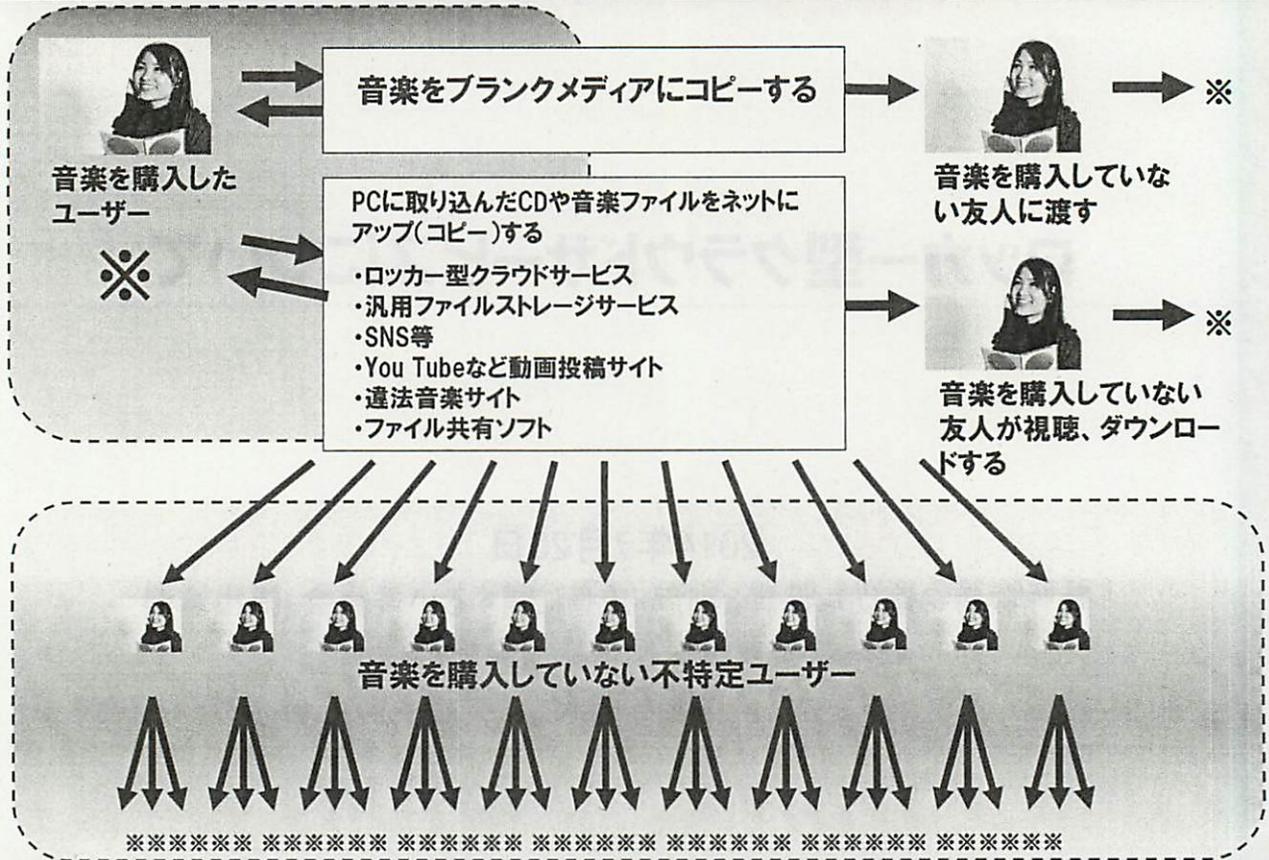
私的録音録画補償金制度が制定された当時想定されていた総量をはるかに超えて、おびただしい数の「複製物が」ユーザーの手元に蔵置され、またそれらがネットワークを介して縦横無尽に駆け回る状況が現実化している。技術革新によるユーザーの利便性向上に否定的なクリエイターは存在しないが、むしろこうした状況下に存在する「アンバランス」について、冷静に是正していくことが必要であると考えます。

■「クリエイター」「複製手段の提供者」「ユーザー」三者間のアンバランスの是正について

複製手段の提供者であるメーカーやサービス事業者等は、コンテンツの訴求力から発するユーザーニーズに対して、それに合致する製品やサービスを開発提供して利益を上げている。ユーザーは複製からの利益を享受する一方で、機器やサービス等を有償で購入するとの点で一定の経済的な負担を伴うが、メーカーやサービス事業者等は何のリスクも負担しないまま、ただ利益を享受し続けている。クリエイターのコントロールが及ばない流通が増大し続けている現況下にあっては、それが「権利制限の補償金」であれ、「許諾に伴う使用料」であれ、コンテンツの訴求力から生ずる果実を享受するメーカー、事業者等が「対価の還元」について一定の負担をしていく仕組みを確立することこそが重要である。一方で、ユーザーに対して、法的リスクを伴わない安全、安心な機器、サービスを提供することが、メーカーや事業者等の重大な義務なのではないか。

また、こうした応分の負担を伴わないまま、こうしたクラウドサービスが無償かもしくはそれに近い形でユーザーに提供されることがあるのは、このアンバランスさを示す象徴的な事実とも言える。

私的領域を逸脱して拡散する音楽の複製物



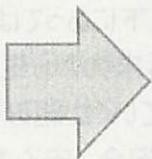
2

音楽産業への影響は深刻

ユーザーが行う私的複製に端を発した複製物が、権利者のコントロールの及ばない領域で多数流通していく実態が、クリエイターを含む音楽産業全体のビジネスモデルを破壊し、音楽制作の「創造のサイクル」が壊れつつある。

【産業構造の弱体化】

- ・新人アーティスト育成部門の弱体化(音楽のすそ野の縮小)
- ・制作予算の緊縮化、制作時間の短縮化
- ・アーティスト、ミュージシャン、プロデューサー等、優秀な人材の廃業、転職
- ・録音スタジオ、音楽制作プロダクション等の音楽制作関連企業の倒産、廃業等



クリエイターのコントロールが及ばない領域での「流通」の捕捉と、そこからクリエイターへの「対価の還元」機能の確立が必要。

3

「タイプ2」と私的複製との関連について

権利制限された私的複製

- 自らの手段を用いて行う複製
- 私的な領域での使用

許諾を要する複製

- 第三者から手段を提供される複製
- 私的な領域を超える使用

本検討に際して事務局は、まずは私的複製に関連する「タイプ2」を議論していくとの整理をしているが、公衆設置自動複製機器との関係等から、「タイプ2」で行われる複製を「私的複製」とみなすことには、そもそも無理がある。

4

ロッカー型クラウドサービスと著作権に関する法的論点について

1. 利用行為主体
サービスを提供する事業者とすることが現実的。
2. 「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」該当性
利用行為主体を事業者とした場合、議論の必要がない。
3. 公衆設置自動複製機器該当性
もし仮に、クラウドサービスと同等の機能を実現するために、ユーザー自らがサーバーなどの「複製手段」を自前で調達して行う(不可能ではない)場合は「私的複製」の範疇と解される可能性があるが、この場合は、まさに30条において規定されている「公衆の使用に供することを目的として設置された自動複製機器」に該当する。よって「私的複製」ではありえない。
4. 「公衆」該当性
「タイプ2」に着目して議論を行うとのことであるが、「タイプ2」に厳密に分類されるサービスは少なく、ユーザーによるURLやパスワードの頒布等により事実上第三者との共有を実現する機能を有している場合には、「公衆」に該当する部分を含むと解してもよいのではないか。
5. 権利者への適切な対価の還元
対価の還元を考えるにあたっては、クリエイター(権利者)、サービスを提供する事業者、ユーザー、の三者間における適切なバランスに配慮する必要がある。かつ、サービスの提供者は、ユーザーが安心して利用することができる適法な機器やサービスを提供する義務がある。そのためには、サービスの提供者が、クリエイターに対する対価の還元について応分の負担をしていくことが重要である。
この場での議論は、これら三者がWIN-WIN-WINとなる結論を導くためのものと理解。その一方で、「私的複製」とは何ら関係がない営利活動についてまで、無許諾無償での利用を可能とするように求める主張が声高に展開される向きがあることについては、大きな違和感を禁じ得ない。

5